

報酬等の支給基準

（目的）

第1条 この基準は、社会福祉法人春岡会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定により、評議員並びに理事及び監事に対して報酬等を支給する際の基準を定めるものである。

（定義）

第2条 この基準において、使用する用語の定義は、次の各号に定める。

- ① 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- ② 「常勤役員」とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とし、雇用 契約の労働時間、休日及び休暇等について、法人就業規則を準用する理事をいう。
- ③ 「非常勤役員」とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- ④ 「評議員」とは、定款第5条の規定に基づき置かれるものをいう。
- ⑤ 「報酬」とは、基本給、役職手当および賞与をいう。
- ⑥ 「費用」とは、通勤手当、交通費、出張旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

（報酬の構成）

第3条 役員報酬は、別表1の役員の年俸表に定める。

- 2 常勤役員の報酬は、法人給与規程に準じて月額として支給する基本給 及び役職手当、年2回支給する賞与により構成する。
- 3 常勤役員の報酬のうち、基本給は、年俸額の範囲内で理事長が定める。
- 4 常勤役員の報酬のうち、役職手当は、法人給与規程に準じて支給する。
- 5 常勤役員の報酬のうち、賞与の額は、年俸額の範囲内で、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事長が定める。
- 6 非常勤役員のうち、毎週定期的に、法人で勤務するときの報酬月額は、年俸額の範囲内で理事長が定める。

（費用）

第4条 費用のうち、常勤役員の通勤手当及び交通費は、法人給与規程に準じて支払う。

- 2 費用のうち、出張旅費は、法人出張旅費規程に準じて支払う。
- 3 費用のうち、月額報酬を支給されていない非常勤役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときの交通費は、実費を支給する。
- 4 費用のうち、前払いを要するものについては、仮払金として支払うことができる。
- 5 評議員及び非常勤役員に支給する費用は、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り

込む方法により支払う。

(報酬の支給)

第5条 役員報酬は、法人給与規程に準じて支給するものとする。

但し、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額、ならびに法人が徴収を代行している食事代及び団体保険料等は、その役員に支給すべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

(謝金の支給)

第6条 月額報酬を支給されていない非常勤役員が理事会に出席したとき、ならびに評議員が評議員会及び法人が委員を委嘱する委員会などに出席したときは、それぞれ別表2に定める謝金を、法令に基づき控除すべき金額を控除して支給するものとする。

2 謝金は、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(定年)

第7条 常勤役員の定年は、満65歳に到達した会計年度の定時評議員会の終結の時までとする。

2 非常勤役員の定年は、満70歳に到達した会計年度の定時評議員会の終結の時までとする。

ただし、理事長の定年は、満75歳に到達した会計年度の定時評議員会の終結の時までとする。

3 評議員の定年は、80歳に到達した会計年度の定時評議員会の終結の時までとする。

4 第一項および第二項の規定について、諸般の事情により、評議員会の決議により延長することができるものとする。

5 第三項の規定について、諸般の事情により、評議員選任・解任委員会の決議により延長することができるものとする。

6 定年に達したときは、遅滞なく辞任届を提出するものとする。

(退職金の支給)

第8条 常勤役員の退職金は、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。

- ① 任期満了のとき
- ② 辞任したとき
- ③ 施設長などの勤務実態がなくなったとき
- ④ 死亡により退任したとき

2 評議員および非常勤役員には、退職金を支給しない。

(支給基準)

第9条 常勤役員の退職金は、次の各号の基準により算出した額を支給するものとする。

- ① 退職金総額＝(退任時の基本給月額)× 1.1 ×(通算在任年数)
- ② 退任時の基本給月額には各種手当は含まない。通算在任年数に端数月があるときは、月割計算とし、1ヵ月未満の端数は切り捨てる。
- ③ 任期満了により退任する場合で、査定期間が満了した後未支給の賞与がある場合には、当該賞与相当額を功労金として退職金に加算する。

2 常勤役員の退職金の支給方法等については、法人退職金支給規程に準じて支給するものとする。

(弔意金等の贈呈等)

第10条 常勤役員が在任中に死亡により退任するときは、各号の計算式により算出した額を、弔慰金として退職金とは別に贈呈するものとする。

- ① 業務上の理由によるときの弔慰金＝(退任時の基本給月額)× 1.2
 - ② その他の理由によるときの弔慰金＝(退任時の基本給月額)× 3
- 2 弔意金の贈呈方法については、法人慶弔見舞金規程に準じるものとする。
- 3 非常勤役員又は評議員が死亡により退任するときは、理事長名での弔電1通、供花1対を手配するものとするものとする。

(改廃)

第11条 この基準を改廃するときは、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則 平成25年4月1日施行の「役員給与及び退職金に関する規則」は、廃止する。

附則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和2年7月1日から改訂施行する。

附則 この基準は、令和4年12月1日から改訂施行する。

附則 この基準は、令和5年6月22日から改訂施行する。

附則 この基準は、令和6年6月26日から改訂施行する。

附則 この基準は、令和8年6月23日から改訂施行する。